

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法

〔昭和 41年 1月13日〕
〔法律 第 1 号〕

改正 昭和 41・4法 60
昭和 43・6法 101
昭和 46・5法 88
昭和 55・5法 60
昭和 58・12法 80
平成 5・11法 89
平成 11・7法 87
平成 11・7法 102
平成 11・12法 160

(目的)

第1条 この法律は、わが国固有の文化的資産として国民がひとしくその恵沢を享受し、後代の国民に継承されるべき古都における歴史的風土を保存するために国等において講ずべき特別の措置を定め、もつて国土愛の高揚に資するとともに、ひろく文化の向上発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「古都」とは、わが国往時の政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する京都市、奈良市、鎌倉市及び政令で定めるその他の市町村をいう。

2 この法律において「歴史的風土」とは、わが国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況をいう。

(国及び地方公共団体の任務等)

第3条 国及び地方公共団体は、古都における歴史的風土が適切に保存されるように、この法律の趣旨の徹底を図り、かつ、この法律の適正な執行に努めなければならない。

2 一般国民は、この法律の趣旨を理解し、いやしくもこの法律の目的に反することのないように努めるとともに、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行なう措置に協力しなければならない。

(歴史的風土保存区域の指定)

第4条 国土交通大臣は、関係地方公共団体及び社会資本整備審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、古都における歴史的風土を保存するため必要な土地の区域を歴史的風土保存区域として指定することができる。この場合において、国土交通大臣は、関係地方公共団体から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。

2 国土交通大臣は、歴史的風土保存区域の指定をするときは、その旨及びその区域を官報で公示しなければならない。

3 前二項の規定は、歴史的風土保存区域の変更について準用する。

(歴史的風土保存計画)

第5条 国土交通大臣は、歴史的風土保存区域の指定をしたときは、関係地方公共団体及び社会資本整備審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、当該歴史的風土保存区域について、歴史的風土の保存に関する計画（以下「歴史的風土保存計画」という。）を決定しなければならない。この場合において、国土交通大臣は、関係地方公共団体から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。

2 歴史的風土保存計画には、次の事項を定めなければならない。

一 歴史的風土保存区域内における行為の規制その他歴史的風土の維持保存に関する事項

二 歴史的風土保存区域内においてその歴史的風土の保存に関連して必要とされる施設の整備に関する事項

三 歴史的風土特別保存地区の指定の基準に関する事項

四 第11条の規定による土地の買入れに関する事項

3 国土交通大臣は、歴史的風土保存計画を決定したときは、これを関係行政機関の長及び関係地方公共団体に送付するとともに、官報で公示しなければならない。

4 前三項の規定は、歴史的風土保存計画の変更について準用する。

(歴史的風土特別保存地区に関する都市計画)

第6条 歴史的風土保存区域内において歴史的風土の保存上当該歴史的風土保存区域の枢要な部分を構成している地域については、歴史的風土保存計画に基づき、都市計画に歴史的風土特別保存地区（以下「特別保存地区」という。）を定めることができる。

2 府県は、特別保存地区に関する都市計画が定められたときは、その区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。この場合において、特別保存地区内の土地の所有者又は占有者は、その設置を拒み、又は妨げてはならない。

(歴史的風土保存区域内における行為の届出)

第7条 歴史的風土保存区域（特別保存地区を除く。）内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、政令で定めるところにより、あらかじめ府県知事にその旨を届け出なければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行なう行為については、この限りでない。

一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築

二 宅地の造成，土地の開墾その他の土地の形質の変更

三 木竹の伐採

四 土石の類の採取

五 前各号に掲げるもののほか，歴史的風土の保存に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

2 府県知事は，前項の届出があつた場合において，歴史的風土の保存のため必要があると認めるときは，当該届出をした者に対し，必要な助言又は勧告をすることができる。

3 国の機関は，第1項の規定により届出を要する行為をしようとするときは，あらかじめ府県知事にその旨を通知しなければならない。

(特別保存地区の特例)

第7条の2 第2条第1項の規定に基づき古都として定められた市町村のうち，当該市町村における歴史的風土がその区域の全部にわたつて良好に維持されており，特に，その区域の全部を第6条第1項の特別保存地区に相当する地区として都市計画に定めて保存する必要がある市町村については，別に法律で定めるところにより，第4条から前条までの規定の特例を設けることができる。この場合において，当該都市計画に定められた地区についてのこの法律の規定（第4条から前条までの規定を除く。）の適用については，当該地区は，第6条第1項の特別保存地区とする。

(特別保存地区内における行為の制限)

第8条 特別保存地区内においては，次の各号に掲げる行為は，府県知事の許可を受けなければ，してはならない。ただし，通常の管理行為，軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの，非常災害のため必要な応急措置として行なう行為及び当該特別保存地区に関する都市計画が定められた際すでに着手している行為については，この限りでない。

一 建築物その他の工作物の新築，改築又は増築

二 宅地の造成，土地の開墾その他の土地の形質の変更

三 木竹の伐採

四 土石の類の採取

五 建築物その他の工作物の色彩の変更

六 屋外広告物の表示又は掲出

七 前各号に掲げるもののほか，歴史的風土の保存に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

2 府県知事は，前項各号に掲げる行為で政令で定める基準に適合しないものについては，同項の許可をしてはならない。

3 前条の法律により、市町村の区域を区分して2以上の特別保存地区が定められたときは、前2項の政令は、その区分の目的に応じてそれぞれ特別保存地区ごとに定めることができる。

4 国土交通大臣は、第1項又は第2項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。

5 第1項の許可には、歴史的風土を保存するため必要な限度において、期限その他の条件を附することができる。

6 府県知事は、歴史的風土の保存のため必要があると認めるときは、第1項の規定に違反し、又は前項の規定により許可に附せられた条件に違反した者に対して、その保存のため必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。この場合において、当該命ぜられた行為を履行しない場合における代執行に関しては、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところによる。

7 前項前段の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この項において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく、当該原状回復等を命ずべき者を確知できないときは、府県知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

8 国の機関が行なう行為については、第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ府県知事に協議しなければならない。

（損失の補償）

第9条 前条第1項の許可を得ることができないため損失を受けた者がある場合においては、府県は、その損失を受けた者に対して通常生ずべき損失を補償しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合における当該許可の申請に係る行為については、この限りでない。

一 前条第1項の許可の申請に係る行為について、第10条に規定する法律（これに基づく命令を含む。以下この号において同じ。）の規定により許可を必要とされている場合において、当該法律の規定により不許可の処分がなされたとき。

二 前条第1項の許可の申請に係る行為が社会通念上特別保存地区に関する都市計画が定め

られた趣旨に著しく反すると認められるとき。

2 前項の規定による損失の補償については、府県知事と損失を受けた者とが協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、府県知事又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和26年法律第219号）第94条の規定による裁決を申請することができる。

（行為の禁止又は制限に関する他の法律の適用）

第10条 第7条及び第8条の規定は、歴史的風土保存区域内における工作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更その他の行為についての禁止又は制限に関する都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、奈良国際文化観光都市建設法（昭和25年法律第250号）、京都国際文化観光都市建設法（昭和25年法律第251号）その他の法律（これらに基づく命令を含む。）の規定の適用を妨げるものではない。

（土地の買入れ）

第11条 府県は、特別保存地区内の土地で歴史的風土の保存上必要があると認めるものについて、当該土地の所有者から第8条第1項の許可を得ることができないためその土地の利用に著しい支障をきたすこととなることにより当該土地を府県において買入れるべき旨の申出があつた場合においては、当該土地を買入れるものとする。

2 前項の規定による買入れをする場合における土地の価額は、時価によるものとし、政令で定めるところにより、評価基準に基づいて算定しなければならない。

（買入れた土地の管理）

第12条 府県は、前条の規定により買入れた土地については、この法律の目的に適合するように管理しなければならない。

（歴史的風土保存計画の実施に要する経費）

第13条 国は、歴史的風土保存計画を実施するため必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

（費用の負担及び補助）

第14条 国は、第9条の規定による損失の補償及び第11条の規定による土地の買入れに要する費用については、政令で定めるところにより、その一部を負担する。

2 国は、地方公共団体が歴史的風土保存計画に基づいて行なう歴史的風土の維持保存及び施設の整備に要する費用については、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該地方公共団体に対し、その一部を補助することができる。

第15条 削除

(社会資本整備審議会の調査審議等)

第16条 社会資本整備審議会は、国土交通大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、歴史的風土の保存に関する重要事項を調査審議する。

2 社会資本整備審議会は、前項に規定する事項に関し、国土交通大臣又は関係大臣に意見を述べることができる。

3 社会資本整備審議会は、この法律及び明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長又は関係団体に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第17条 削除

(報告、立入調査等)

第18条 府県知事は、歴史的風土の保存のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、特別保存地区内の土地の所有者その他の関係者に対して、第8条第1項各号に掲げる行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 府県知事は、第8条第1項、第5項又は第6項前段の規定による権限を行うため必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員をして、特別保存地区内の土地に立ち入り、その状況を調査させ、又は同条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させることができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入調査又は立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(大都市の特例)

第19条 この法律中府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）においては、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

(罰則)

第20条 第8条第6項前段の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

第21条 次の各号の1に該当する者は、6月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処する。

- 一 第8条第1項の規定に違反した者
- 二 第8条第5項の規定により許可に付せられた条件に違反した者

第22条 次の各号の1に該当する者は、1万円以下の罰金に処する。

- 一 第6条第2項の規定により設置した標識を移動し、汚損し、又は破壊した者
- 二 第18条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第18条第2項の規定による立入調査又は立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第23条 第7条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、1万円以下の過料に処する。

第24条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第20条から第22条までに規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則 [抄]

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

[昭和41政117で、昭和41・4・15から施行]

附 則 [抄] [昭和41・4・28法律60]

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和41年度分の地方交付税から適用する。

附 則 [抄] [昭和43・6・15法律101]

この法律〔中略〕は、新法〔都市計画法〕の施行の日〔昭和44・6・14〕から施行する〔以下略〕

附 則 [抄] [昭和46・5・31法律88]

(施行期日)

第1条 この法律は、昭和46年7月1日から施行する。

附 則 [抄] [昭和55・5・26法律60]

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 [抄] [昭和58・12・2法律80]

(施行期日)

- 1 この法律は、総務庁設置法（昭和58年法律第79号）の施行の日から施行する。

(施行の日＝昭和59年7月1日)

附 則 [抄] [平成5・11・12法律89]

(施行期日)

第1条 この法律は、行政手続法（平成5年法律第88号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成6年10月1日）

附 則 〔抄〕〔平成11・7・16法律87〕

（施行期日）

第1条 この法律は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 〔抄〕〔平成11・7・16法律102〕

（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。（施行の日＝平成13年1月6日）

附 則 〔抄〕〔平成11・12・22法律160〕

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第2条第1項の市町村を定める政令

〔昭和 41年7月4日〕
政令第232号

改正 平成12・1政令 4
平成15・10政令 456

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第2条第1項の政令で定める市町村は、天理市、橿原市、桜井市、奈良県生駒郡斑鳩町、同県高市郡明日香村、逗子市及び大津市とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成12年1月19日政令4〕

この政令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成15年10月10日政令456〕

この政令は、公布の日から施行する。

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令

〔 昭和 41年12月23日 〕
政 令 第 3 8 4 号

改正 昭和 44・6政 158
昭和 50・1政 2
昭和 50・9政 293
昭和 50・10政 306
昭和 55・8政 208
昭和 56・4政 144
昭和 60・5政 135
昭和 61・5政 156
昭和 62・3政 54
昭和 62・3政 99
平成 元・4政 110
平成 3・3政 100
平成 5・3政 97
平成 12・6政 312
平成 13・8政 262

平成 16・12政 399
平成 16・12政 422

(歴史的風土保存区域内における行為の届出の手續)

第1条 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(以下「法」という。)第7条第1項の規定による届出は、府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市においては、その長。次項を除き、以下同じ。)の定めるところにより、書面を提出してしなければならない。

2 府県知事に対する法第7条第1項の規定による届出は、市町村長を経由してしなければならない。

(法第7条第1項第5号及び第8条第1項第7号の政令で定める行為)

第2条 法第7条第1項第5号及び第8条第1項第7号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 水面の埋立て又は干拓

二 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)又は再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)の堆積

(法第7条第1項ただし書の政令で定める行為)

第3条 法第7条第1項ただし書の政令で定める行為は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 次に掲げる建築物の新築，改築又は増築

イ 地下に設ける建築物の新築，改築又は増築

ロ 建築物の改築又は増築で，その改築又は増築に係る部分の高さ及び床面積の合計がそれぞれ5メートル及び10平方メートル以下であるもの

二 次に掲げる工作物（建築物以外の工作物をいう。以下この号において同じ。）の新築，改築又は増築

イ 仮設の工作物の新築，改築又は増築

ロ 地下に設ける工作物の新築，改築又は増築

ハ 次に掲げる工作物の新築，改築又は増築

(1) 消防又は水防の用に供する望楼及び警鐘台

(2) 電気供給のための電線路，有線電気通信のための線路，空中線系（その支持物を含む。）又は鉄道若しくは軌道の線路敷地内の運転保安のための工作物（新築，改築又は増築に係る部分の高さが20メートルを超えるものを除く。）

ニ その他の工作物の新築，改築又は増築で，その新築，改築又は増築に係る部分の高さが5メートル以下であるもの

三 次に掲げる土地の形質の変更

イ 面積が60平方メートル以下の土地の形質の変更で，高さが5メートルを超える^{のり}法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

ロ 地下における土地の形質の変更

四 次に掲げる木竹の伐採

イ 枝打ち，整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

ロ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ハ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

ニ 仮植した木竹の伐採

ホ 建築物の敷地以外の土地にある独立木で，高さが15メートルを超えず，かつ，1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートルを超えないものの伐採

ヘ 測量，実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

五 次に掲げる土石の類の採取

イ 当該土石の類の採取による地形の変更が第3号イの土地の形質の変更と同程度のもの

ロ 地下における土石の類の採取

六 面積が60平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓

七 屋外における土石，廃棄物又は再生資源の堆積で，面積が60平方メートル以下であり，かつ，高さが1.5メートル以下であるもの

八 前各号に掲げるもののほか，次に掲げる行為

イ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

ロ 建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。

(1) 建築物の新築，改築又は増築

(2) 高さが5メートルを超える木竹の伐採

(3) 屋外における土石，廃棄物又は再生資源の堆積で，高さが1.5メートルを超えるもの

ハ 農業，林業又は漁業を営むために行う行為。ただし，次に掲げる行為を除く。

(1) 建築物の新築，改築又は増築

(2) 用排水施設（幅員が2メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道の設置

(3) 宅地の造成又は土地の開墾

(4) 森林の皆伐

(5) 水面の埋立て又は干拓

ニ 都市公園法（昭和31年法律第79号）の規定による都市公園及び公園施設の設置及び管理に係る行為

ホ 自然公園法（昭和32年法律第161号）の規定による公園事業又は府県立自然公園のこれに相当する事業の執行として行う行為

ヘ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第15項に規定する都市計画事業の施行として行う行為

ト 歴史的風土保存計画に基づき，法第5条第2項第2号に規定する施設の整備のために行う行為

（特別保存地区内における行為の許可の申請の手続）

第4条 第1条の規定は，法第8条第1項の規定による許可の申請について準用する。

（法第8条第1項ただし書の政令で定める行為）

第5条 法第8条第1項ただし書の政令で定める行為は，次の各号に掲げる行為とする。

一 次に掲げる工作物（建築物以外の工作物をいう。以下この号において同じ。）の新築，改築又は増築

イ 特別保存地区内において行う工事に必要な仮設の工作物の新築，改築又は増築

ロ 第6号の屋外広告物の表示又は提出のために必要な工作物の新築，改築又は増築

ハ 水道管，下水道管その他これらに類する工作物で地下に設けるものの新築，改築又は増築

ニ その他の工作物の新築，改築又は増築で，その新築，改築又は増築に係る部分の高さが1.5メートル以下であるもの

二 面積が10平方メートル以下の土地の形質の変更で，高さが1.5メートルを超える^{のり}法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

三 第3条第4号に掲げる木竹の伐採

四 土石の類の採取で，その採取による地形の変更が第2号の土地の形質の変更と同程度の

もの

- 五 建築物その他の工作物のうち、屋根、壁面、煙突、門、へい、橋、鉄塔その他これらに類するもの以外のものの色彩の変更
- 六 次に掲げる屋外広告物（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。以下同じ。）の表示又は掲出
- イ 地方公共団体が公共的目的をもつて表示し、又は掲出する屋外広告物
 - ロ 冠婚葬祭又は祭礼等のために一時的に表示し、又は掲出する屋外広告物
 - ハ 日常生活に関し必要な事項を表示する標識その他の屋外広告物又は国土交通省令で営業等のためにやむを得ないものとして定める屋外広告物
- 七 面積が10平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓
- 八 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、面積が10平方メートル以下であり、かつ、高さが1.5メートル以下であるもの
- 九 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
- イ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行なう行為
 - ロ 建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。
 - (1) 建築物の新築、改築又は増築
 - (2) 建築物以外の工作物のうち、当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他の国土交通省令で定める工作物以外のものの新築、改築又は増築
 - (3) 高さが1.5メートルを超える^{のり}法を生ずる切土又は盛土を伴う土地の形質の変更
 - (4) 高さが5メートルを超える木竹の伐採
 - (5) 土石の類の採取で、その採取による地形の変更が(3)の土地の形質の変更と同程度のもの
 - (6) 建築物その他の工作物の色彩の変更で、第5号に該当しないもの
 - (7) 屋外広告物の表示又は掲出で、第6号に該当しないもの
 - (8) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、高さが1.5メートルを超えるもの
 - ハ 都市計画法第4条第15項に規定する都市計画事業の施行として行う行為
 - ニ 歴史的風土保存計画に基づき、法第5条第2項第2号(第1種歴史的風土保存地区(明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和55年法律第60号)第3条第1項の規定による第1種歴史的風土保存地区をいう。以下同じ。))又は第2種歴史的風土保存地区(同項の規定による第2種歴史的風土保存地区をいう。以下同じ。))にあつては、同法第2条第2項第4号)に規定する施設の整備のために行う行為
 - ホ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。
 - (1) 第3条第8号ハ(1)から(3)まで及び(5)に掲げるもの
 - (2) 第2種歴史的風土保存地区以外の特別保存地区にあつては、森林の択伐
 - (3) 森林の皆伐又は森林でない竹林で府県知事が指定するものの皆伐

- (4) 第1種歴史的風土保存地区又は第2種歴史的風土保存地区にあつては、ビニルハウスその他の国土交通省令で定める工作物（建築物以外の工作物をいう。）でその高さが1.5メートルを超えるものの新築、改築又は増築

（特別保存地区内の行為の許可基準）

第6条 法第8条第2項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 建築物の新築

イ 農業、林業又は漁業の用に供するために必要な物置、作業小屋等

- (1) 当該建築物の高さが、第2種歴史的風土保存地区以外の特別保存地区にあつては5メートル、第2種歴史的風土保存地区にあつては10メートル（災害復旧の場合において、災害による滅失前の建築物の高さが第2種歴史的風土保存地区以外の特別保存地区にあつては5メートル、第2種歴史的風土保存地区にあつては10メートルを超えるときは、滅失前の高さ）を超えないこと。ただし、第2種歴史的風土保存地区内において新築される建築物でその用途によつてやむを得ないと認めて奈良県知事が指定するものについては、その指定する高さを超えないときは、この限りでない。
- (2) 第2種歴史的風土保存地区以外の特別保存地区にあつては、当該建築物の床面積の合計が、30平方メートル（災害復旧の場合において、災害による滅失前の建築物の床面積の合計が30平方メートルを超えるときは、滅失前の床面積の合計）を超えないこと。
- (3) 当該建築物の形態及び意匠が、当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと。

ロ 仮設の建築物

- (1) 当該建築物の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること
- (2) 当該建築物の規模及び形態が、当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと。

ハ 地下に設ける建築物については、当該建築物の位置及び規模が、当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土の保存に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ニ 次に掲げる建築物については、その規模、形態及び意匠が、当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと。

- (1) 当該古都における重要な遺跡に存した建築物の原形を再現する建築物
- (2) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財、同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物又は同法第143条第1項の規定により定められた伝統的建造物群保存地区内に所在する伝統的建造物群の保

存のために必要な建築物

- (3) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物の保存のために必要な建築物
- (4) 都市公園法に規定する公園施設である建築物
- (5) 自然公園法の規定による公園事業又は府県立自然公園のこれに相当する事業の執行に係る建築物
- (6) 公衆便所
- (7) 公共団体が設ける警察，消防又は水防の用に供する建築物で，国土交通省令で定めるもの
- (8) 道路，鉄道，河川その他の公共の用に供する施設を構成する建築物で，国土交通省令で定めるもの

ホ その他の建築物（以下ホにおいて「普通建築物」という。）

- (1) 第2種歴史的風土保存地区以外の特別保存地区にあつては，当該新築が，次のいずれかの土地において行われること。
 - (i) 特別保存地区に関する都市計画が定められた日以前において普通建築物の敷地であつた土地
 - (ii) 特別保存地区に関する都市計画が定められた際現に新築の工事中の普通建築物の敷地であつた土地
- (2) 第2種歴史的風土保存地区以外の特別保存地区にあつては，当該新築が，次のいずれかに該当すること。
 - (i) 現に存する普通建築物の建替えのために行われること。
 - (ii) 特別保存地区に関する都市計画が定められた日の前日から起算して前6月以内に除却した普通建築物の建替えのために行われること。
 - (iii) 災害により滅失した普通建築物の復旧のために行われること。
- (3) 第2種歴史的風土保存地区以外の特別保存地区にあつては，当該新築後における普通建築物の高さ及び床面積の合計が，それぞれ(2)の普通建築物の高さ及び制限床面積を超えないこと。
- (4) 第2種歴史的風土保存地区にあつては，当該新築後における普通建築物の高さが，10メートル（建替えの場合において，建替え前の建築物の高さが10メートルを超えるときはその高さ）を超えないこと。ただし，その用途によつてやむを得ないと認めて奈良県知事が指定する普通建築物については，その指定する高さを超えないときは，この限りでない。
- (5) 第1種歴史的風土保存地区又は第2種歴史的風土保存地区にあつては，当該新築後の普通建築物（当該普通建築物の床面積の合計が国土交通省令で定める基準以下のものを除く。）の屋根が，瓦，わら，檜皮，銅板，木板その他これらに類似する外観を

有する材料でふかれており、かつ、その外壁が、しつくい、木板その他これらに類似する外観を有する材料で仕上げられていること。

(6) 当該新築後の普通建築物の形態及び意匠が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと。

二 建築物の改築

イ 当該改築後の建築物の高さが、改築前の建築物の高さ（第2種歴史的風土保存地区にあつては、その高さが10メートルに達しないときは、10メートル）を超えないこと。ただし、第2種歴史的風土保存地区内において改築される建築物でその用途によつてやむを得ないと認めて奈良県知事が指定するものについては、その指定する高さを超えないときは、この限りでない。

ロ 第1種歴史的風土保存地区又は第2種歴史的風土保存地区にあつては、当該改築後の建築物が前号ホに規定する普通建築物（当該普通建築物の床面積の合計が国土交通省令で定める基準以下のものを除く。）である場合には、その屋根が、瓦、わら、檜皮、銅板、木板その他これらに類似する外観を有する材料でふかれており、かつ、その外壁が、しつくい、木板その他これらに類似する外観を有する材料で仕上げられていること。

ハ 当該改築後の建築物の形態及び意匠が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと。

三 建築物の増築

イ 農業、林業又は漁業の用に供するために必要な物置、作業小屋等

(1) 当該増築部分の高さが、第2種歴史的風土保存地区以外の特別保存地区にあつては5メートル、第2種歴史的風土保存地区にあつては10メートル（災害復旧の場合において、災害による滅失部分の高さが第2種歴史的風土保存地区以外の特別保存地区にあつては5メートル、第2種歴史的風土保存地区にあつては10メートルを超えるときは、滅失部分の高さ）を超えないこと。ただし、第2種歴史的風土保存地区内において増築される建築物でその用途によつてやむを得ないと認めて奈良県知事が指定するものについては、その指定する高さを超えないときは、この限りでない。

(2) 第2種歴史的風土保存地区以外の特別保存地区にあつては、当該増築部分の床面積の合計が、30平方メートル（災害復旧の場合において、災害による滅失部分の床面積の合計が30平方メートルを超えるときは、滅失部分の床面積の合計）を超えないこと。

(3) 当該増築後の建築物の形態及び意匠が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと。

ロ 仮設の建築物

(1) 当該増築部分の構造が、容易に移転し、又は除去することができるものであること。

(2) 当該増築後の建築物の規模及び形態が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと。

ハ 地下に設ける建築物については、当該増築後の建築物の位置及び規模が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土の保存に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ニ 第1号ニに掲げる建築物及び宗教法人法（昭和26年法律第126号）に規定する境内建築物である建築物又は旧宗教法人令（昭和20年勅令第719号）の規定による宗教法人のこれに相当する建築物の増築については、当該増築後の建築物の規模、形態及び意匠が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと。

ホ その他の建築物（以下ホにおいて「普通建築物」という。）

(1) 第2種歴史的風土保存地区以外の特別保存地区にあつては、当該増築が、次のいずれかの土地において行われること。

(i) 特別保存地区に関する都市計画が定められた日以前において普通建築物の敷地であつた土地

(ii) 特別保存地区に関する都市計画が定められた際に新築の工事中の普通建築物の敷地であつた土地

(2) 第2種歴史的風土保存地区以外の特別保存地区にあつては、当該増築部分の高さ及び当該増築後における普通建築物の床面積の合計が、それぞれ増築前の普通建築物の高さ及び制限床面積を超えないこと。

(3) 第2種歴史的風土保存地区にあつては、当該増築部分の高さが、10メートル（増築前の普通建築物の高さが10メートルを超えるときはその高さ）を超えないこと。ただし、その用途によつてやむを得ないと認めて奈良県知事が指定する普通建築物については、その指定する高さを超えないときは、この限りでない。

(4) 第1種歴史的風土保存地区又は第2種歴史的風土保存地区にあつては、当該増築後の普通建築物（当該普通建築物の床面積の合計が国土交通省令で定める基準以下のものを除く。）の屋根が、瓦^{かわら}、わら、檜皮^{ひわだ}、銅板、木板その他これらに類似する外観を有する材料でふかれており、かつ、その外壁が、しつくい、木板その他これらに類似する外観を有する材料で仕上げられていること。

(5) 当該増築後の建築物の形態及び意匠が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと。

四 工作物（建築物以外の工作物をいい、第1種歴史的風土保存地区及び第2種歴史的風土保存地区にあつては、前条第9号ホ(4)に規定する工作物を除く。以下第6号までにおいて同じ。）の新築

イ 仮設の工作物

(1) 当該工作物の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。

(2) 当該工作物の規模及び形態が、当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域

における歴史的風土と著しく不調和でないこと。

ロ 地下に設ける工作物については、当該工作物の位置及び規模が、当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土の保存に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ハ その他の工作物については、当該工作物が、次のいずれかに該当し、かつ、その規模、形態及び意匠が、当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと。

(1) 当該古都における重要な遺跡に存した工作物の原形を再現する工作物

(2) 第1号ニ(2)に規定する重要文化財その他の文化財の保存のために必要な工作物

(3) 景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物の保存のために必要な工作物

(4) 宗教法人法に規定する境内建物である工作物又は旧宗教法人令の規定による宗教法人のこれに相当する工作物

(5) 都市公園法に規定する公園施設である工作物

(6) 自然公園法の規定による公園事業又は府県立自然公園のこれに相当する事業の執行に係る工作物

(7) 公共団体が設ける警察、消防又は水防の用に供する工作物で、国土交通省令で定めるもの

(8) 道路、鉄道、河川その他の公共の用に供する施設を構成する工作物で、国土交通省令で定めるもの

(9) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）（高さが20メートルを超えるものにあつては、建替えのために新築する場合に限る。）

(10) 高さが第2種歴史的風土保存地区以外の特別保存地区にあつては5メートル以下、第2種歴史的風土保存地区にあつては10メートル（その用途によつてやむを得ないと認めて奈良県知事が指定する工作物にあつては、その指定する高さ）以下の工作物

五 工作物の改築

イ 当該改築後の工作物の高さが、改築前の工作物の高さ（第2種歴史的風土保存地区にあつては、改築前の高さが10メートルに達しないときは、10メートル）を超えないこと。ただし、第2種歴史的風土保存地区内において改築される工作物でその用途によつてやむを得ないと認めて奈良県知事が指定するものについては、その指定する高さを超えないときは、この限りでない。

ロ 当該改築後の工作物の形態及び意匠が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと。

六 工作物の増築

イ 仮設の工作物

- (1) 当該増築部分の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。
- (2) 当該増築後の工作物の規模及び形態が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと。

ロ 地下に設ける工作物については、当該増築後の工作物の位置及び規模が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土の保存に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ハ その他の工作物については、当該増築が、次のいずれかに該当し、かつ、増築後の工作物の規模、形態及び意匠が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと。

- (1) 第4号ハ(1)から(8)までに掲げる工作物の増築
- (2) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）の増築。ただし、次のいずれかに該当する増築を除く。

(i) 新たに高さが20メートルを超える柱その他これに類するものを設置することとなるもの

(ii) すでに高さが20メートルを超える柱その他これに類するものがあるときは、増築後の柱その他これに類するものの高さが増築前の高さを超えることとなるもの

- (3) 当該増築部分の高さが第2種歴史的風土保存地区以外の特別保存地区にあつては5メートル以下、第2種歴史的風土保存地区にあつては10メートル（その用途によつてやむを得ないと認めて奈良県知事が指定する工作物にあつては、その指定する高さ）以下であるもの

六の二 前条第9号ホ(4)に規定する工作物の新築、改築又は増築

イ 当該新築、改築又は増築が、第1種歴史的風土保存地区内の土地以外の土地において行われること。

ロ 当該新築、改築又は増築後の工作物が、国土交通省令で定める規模、材質等に関する基準に該当すること。

ハ 当該新築、改築又は増築後の工作物の形態及び意匠が、新築、改築又は増築の行われる土地及びその周辺の土地における歴史的風土と著しく不調和とならないこと。

七 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更については、当該土地の形質の変更が、次のいずれかに該当し、かつ、当該変更後の地貌が、当該変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和とならないこと。

イ 前各号に掲げる建築物その他の工作物の新築、改築又は増築を行うために必要な最小限度の規模の土地の形質の変更

ロ 第2種歴史的風土保存地区以外の特別保存地区内における農地若しくは採草放牧地に接する土地の開墾又は第2種歴史的風土保存地区内における土地の開墾

- ハ 建築物の存する敷地内で行う土地の形質の変更
- ニ 文化財保護法第92条第1項に規定する埋蔵文化財の調査の目的とする土地の発掘又は同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のために行なう土地の形質の変更
- ホ 道路その他の公共の用に供する施設で国土交通省令で定めるもの又は第2種歴史的風土保存地区内における用排水施設、農道若しくは林道の設置又は管理のために必要な最小限度の規模の土地の形質の変更
- 八 木竹の伐採については、当該木竹の伐採が、次のいずれかに該当し、かつ、伐採の行なわれる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土を損なうおそれが少ないこと。
 - イ 森林の択伐
 - ロ 伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐で、伐採区域の面積が第2種歴史的風土保存地区以外の特別保存地区にあつては1ヘクタール（人工林が相当部分を占める森林で、府県知事が歴史的風土を維持保存する上で必要と認めて指定するものにあつては、1ヘクタールを超え5ヘクタール以下の範囲内で府県知事が指定する面積）以下、第2種歴史的風土保存地区にあつては5ヘクタール以下のもの
 - ハ 前号に掲げる土地の形質の変更のために必要な最小限度の木竹の伐採で、森林である土地の区域において行うもの
 - ニ 森林である土地の区域外における木竹の伐採
- 九 土石の類の採取については、採取の方法が、露天掘りでなく、かつ、当該採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土の保存に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- 十 建築物その他の工作物の色彩の変更については、当該変更後の色彩が、当該変更の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と調和すること。
- 十一 屋外広告物の表示又は掲出
 - イ 当該屋外広告物の表示又は掲出が、営業等のために通常必要と認められるものであること。
 - ロ 当該屋外広告物の規模、形態及び意匠が、当該表示又は掲出の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと。
- 十二 水面の埋立て又は干拓については、当該水面の埋立て又は干拓後の地貌が埋立て又は干拓を行う土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和とならないこと。
- 十三 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積については、当該堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土の保存に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- 十四 次に掲げる行為については、前各号の規定にかかわらず、当該行為の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土を著しくそこなわないこと。

- イ 災害の防止のために必要やむを得ない行為
 - ロ 法令に基づく行政庁の勧告に応じて行う行為
- (制限床面積の意義等)

第7条 前条第1号ホ(3)及び同条第3号ホ(2)において、「制限床面積」とは、当該普通建築物の敷地における次に掲げる床面積の合計をいう。この場合において、「普通建築物」とは、同条第1号ホ(3)の場合においては同号ホの普通建築物を、同条第3号ホ(2)の場合においては同号ホの普通建築物をいう。

- 一 特別保存地区に関する都市計画が定められた際現に存した普通建築物の床面積
- 二 特別保存地区に関する都市計画が定められた際現に新築、改築又は増築の工事中の普通建築物の床面積
- 三 特別保存地区に関する都市計画が定められた日の前日から起算して前6月以内に建替えのために除却した普通建築物の全部又は一部で、当該都市計画が定められた際まだ建替えのための新築又は改築の工事に着手していないものの床面積
- 四 特別保存地区に関する都市計画が定められる前に災害により滅失した普通建築物の全部又は一部で、当該都市計画が定められた際また復旧のための新築又は増築の工事に着手していないものの床面積
- 五 次に掲げる普通建築物が、いずれも住宅（住宅と事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。）又は住宅部分を有するものであるときは、60平方メートル
 - イ 特別保存地区に関する都市計画が定められた際現に存した普通建築物、当該都市計画が定められる前に最後に存した普通建築物又は当該都市計画が定められた際現に新築、改築若しくは増築の工事中の普通建築物
 - ロ 当該新築に係る前条第1号ホ(2)の普通建築物又は当該増築前の普通建築物
 - ハ 当該新築又は増築後の普通建築物

2 この政令における「床面積」には、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第2号に規定する地階の床面積は、算入しないものとする。

(収用委員会の裁決の申請の手続)

第8条 法第9条第3項の規定により土地収用法（昭和26年法律第219号）第94条の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、同条第3項各号（第3号を除く。）に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

(土地の買入れ価額の算定)

第9条 法第11条第1項の規定による買入れをする場合における土地の価額は、近傍類地の取引価額等を考慮して算定した相当な価額とする。

2 前項の価額を算定するにあたっては、不動産鑑定士その他の土地の鑑定評価について特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる者に評価させなければならない。

(国庫負担額)

第10条 国が法第14条第1項の規定により負担する金額は、法第9条の規定による損失の補償又は法第11条の規定による土地の買入れに要する費用の額に10分の7（第2種歴史的風土保存地区にあつては、2分の1）を乗じて得た額とする。

附 則 [抄]

（施行期日）

1 この政令は、昭和42年2月1日から施行する。ただし、次項から附則第4項までの規定は、公布の日から施行する。

（昭和60年度の特例）

2 第10条の規定の昭和60年度における適用については、同条中「5分の4」とあるのは「10分の7」と、「10分の5.5」とあるのは「2分の1」とする。

（昭和61年度、平成3年度及び平成4年度の特例）

3 第10条の規定の昭和61年度、平成3年度及び平成4年度における適用については、同条中「5分の4」とあるのは「10分の6.5」と、「10分の5.5」とあるのは「2分の1」とする。

（昭和62年度から平成2年度までの特例）

4 第10条の規定の昭和62年度から平成2年度までの各年度における適用については、同条中「5分の4」とあるのは「10分の6.25」と、「10分の5.5」とあるのは「2分の1」とする。

附 則 [抄] [昭和44・6・13政令158]

（施行期日）

第1条 この政令は、法の施行の日（昭和44年6月14日）から施行する。

附 則 [抄] [昭和50・1・9政令2]

（施行期日）

1 この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（昭和49年法律第69号）の施行の日（昭和50年4月1日）から施行する。

附 則 [昭和50・9・30政令293]

この政令は、昭和50年10月1日から施行する。

附 則 [抄] [昭和50・10・24政令306]

（施行期日）

第1条 この政令は、法の施行の日（昭和50年11月1日）から施行する。

附 則 [抄] [昭和55・8・1政令208]

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 [抄] [昭和56・4・24政令144]

（施行期日）

1 この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（昭和55年法律第35号）の施行の日（昭和56年4月25日）から施行する。

附 則 [昭和60・5・18政令135]

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 略

附 則 [昭和61・5・8政令156]

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 略

附 則 [抄] [昭和62・3・20政令54]

(施行期日)

第1条 この政令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 [昭和62・3・31政令99]

(施行期日)

1 この政令は、昭和62年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 略

附 則 [平成元・4・10政令110]

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 略

附 則 [平成3・3・30政令100]

(施行期日)

1 この政令は、平成3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 略

附 則 [抄] [平成5・3・31政令97]

(施行期日)

1 この政令は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令及び明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令の規定は、平成5年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助（平成4年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づ

き平成5年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)について適用し、平成4年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成5年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成4年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成5年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則 [抄] [平成12・6・7政令312]

(施行期日)

- 1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日(平成13年1月6日)から施行する。

附 則 [平成13・8・8政令262]

(施行期日)

- 1 この政令は、平成13年8月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令第二条第二号に掲げる行為であってこの政令の施行の際既に着手しているものについては、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第七条第一項及び第三項並びに第八条第一項及び第八項後段の規定は、適用しない。

附 則 [抄] [平成16・12・15政令399]

(施行期日)

- 第1条 この政令は、景観法の施行の日(平成16年12月17日)から施行する。

附 則 [平成16・12・27政令422]

この政令は、平成17年4月1日から施行する。

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行規則

〔 昭和 42年 1月 24日 〕
〔 建設省令第 2号 〕

改正 昭和46・11建令 26
昭和55・8建令 10
平成12・1建令 9
平成12・11建令 41
平成16・12国令 101
平成17・3国令 23

(営業等のためにやむを得ない屋外広告物)

第1条 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令(以下「令」という。)第5条第6号ハの国土交通省令で営業等のためにやむを得ないものとして定める屋外広告物は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 事業のために自己の住所、事業場又は停留所において自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業の内容を表示する屋外広告物で、当該住所、事業場又は停留所ごとの表示面積の合計が0.3平方メートル以下であり、かつ、高さが3メートル以下であるもの
- 二 土地又は物件の管理のために当該土地又は物件に表示し、又は掲出する屋外広告物で、当該土地又は物件ごとの表示面積の合計が0.3平方メートル以下であり、かつ、高さが3メートル以下であるもの
- 三 講演会、展覧会、音楽会等のために当該会場の敷地内において表示し、又は掲出する屋外広告物で、当該会場の敷地ごとの表示面積の合計が1平方メートル以下であり、かつ、高さが3メートル以下であるもの
- 四 人若しくは動物又は電車、自動車その他の車両若しくは船舶に表示し、又は掲出する屋外広告物
- 五 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために表示し、又は掲出する屋外広告物
- 六 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財、同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物又は同法第143条第1項の規定により定められた伝統的建造物群の保存のために必要な合理的な規模の屋外広告物
- 七 景観法(平成16年法律第110号)第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物の保存のために必要な合理的な規模の屋外広告物

(令第5条第9号ロ(2)の国土交通省令で定める工作物)

第2条 令第5条第9号ロ(2)の国土交通省令で定める工作物は、次の各号に掲げるものとする。

一 道路（私道を除く。）から容易に望見されることのない物干場又は当該建築物の高さをこえない高さの物干場

二 消火設備

三 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第3号に規定する建築設備（消火設備及び当該建築設備を必要とする建築物の屋根の最上端からの高さが2メートルをこえるもの（避雷針を除く。）を除く。）

四 受信用の空中線系（その支持物を含む。）その他これに類するもので、高さが15メートル以下のもの

五 旗ざおその他これに類するもの

六 地下に設ける工作物（建築物を除く。）

七 高さが5メートル以下のその他の工作物（建築物を除く。）

（令第5条第9号ホ(4)の国土交通省令で定める工作物）

第2条の2 令第5条第9号ホ(4)の国土交通省令で定める工作物は、ビニルハウスその他これに類するものとする。

（令第6条第1号ニ(7)の国土交通省令で定める建築物）

第3条 令第6条第1号ニ(7)の国土交通省令で定める建築物は、次の各号に掲げるものとする。

一 警察署の派出所又は駐在所

二 消防又は水防の用に供する機械、器具等を格納する建築物

（令第6条第1号ニ(8)の国土交通省令で定める建築物）

第4条 令第6条第1号ニ(8)の国土交通省令で定める建築物は、次の各号に掲げる施設を構成する建築物とする。

一 道路法（昭和27年法律第180号）による道路その他の一般交通の用に供する道（自動車のみ的一般交通の用に供するもので主として観光の用に供するものを除く。）

二 地方鉄道法（大正8年法律第52号）第1条第1項又は第2項の規定による地方鉄道（鋼索鉄道、懸垂式鉄道及び跨座式鉄道であるものを除く。）

三 軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項の規定による軌道

四 河川法（昭和39年法律第167号）による河川その他の公共の用に供する水路

五 学校教育法（昭和22年法律第26号）による幼稚園

（令第6条第1号ホ(5)、第2号ロ及び第3号ホ(4)の国土交通省令で定める基準）

第4条の2 令第6条第1号ホ(5)、第2号ロ及び第3号ホ(4)の国土交通省令で定める基準は、20平方メートルとする。

（令第6条第4号ハ(7)の国土交通省令で定める工作物）

第5条 令第6条第4号ハ(7)の国土交通省令で定める工作物は、次の各号に掲げるものとする。

一 警察署の派出所又は駐在所に附属する工作物（建築物を除く。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第14号に規定する信号機

二 消防又は水防の用に供する望楼及び警鐘台

(令第6条第4号ハ(8)の建設国土交通省令で定める工作物)

第6条 令第6条第4号ハ(8)の建設国土交通省令で定める工作物は、第4条各号に掲げる施設を構成する工作物（建築物を除く。）とする。

(令第6条第6号の2の国土交通省令で定める基準)

第6条の2 令第6条第6号の2の国土交通省令で定める規模、材質等に関する基準は、次のとおりとする。

一 高さが5メートルを超えないこと。

二 被覆材が軟質プラスチックフィルム又は寒冷紗^{シヤ}であること。

(令第6条第7号ホの国土交通省令で定める施設)

第7条 令第6条第7号ホの国土交通省令で定める施設は、建築物その他の工作物でない一般交通の用に供する道及び公共の用に供する水路とする。

(収用委員会に対する裁決申請書の様式)

第8条 令第8条の国土交通省令で定める様式は、別記様式のとおりとする。

附 則

この省令は、昭和42年2月1日から施行する。

附 則〔昭和46・11・30建設省令26〕

この省令は、昭和46年12月1日から施行する。

附 則〔昭和55・8・1建設省令10〕

この省令は、公布の日から施行する。

別記様式〔略〕

附 則〔抄〕〔平成12年1月17日建設省令9〕

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔抄〕〔平成12年11月20日建設省令41〕

(施行期日)

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。

附 則〔平成16年12月15日国土交通省令101〕

この省令は、景観法の施行の日（平成16年12月17日）から施行する。

附 則〔平成17年3月29日国土交通省令23〕

この省令は、文化財保護法の一部を改正する法律の施行の日（平成17年4月1日）から施行する。

